市　会　議　案

平成29年11月定例会（平成29年11月21日提出）

名　古　屋　市

目　　次

平成29年第112号議案　名古屋市公立大学法人評価委員会条例の一部改正について……1頁
平成29年第113号議案　名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例の制定について……3頁
平成29年第114号議案　名古屋市体育館条例の一部改正について……9頁
平成29年第115号議案　名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について……13頁
平成29年第118号議案　契約の締結について……19頁
平成29年第119号議案　契約の一部変更について……21頁
平成29年第120号議案　契約の一部変更について……23頁
平成29年第121号議案　指定管理者の指定について……25頁
平成29年第122号議案　指定管理者の指定について……27頁
平成29年第123号議案　指定管理者の指定について……29頁
平成29年第124号議案　指定管理者の指定について……31頁
平成29年第125号議案　指定管理者の指定について……33頁
平成29年第126号議案　指定管理者の指定について……35頁
平成29年第127号議案　指定管理者の指定について……37頁
平成29年第128号議案　指定管理者の指定について……39頁
平成29年第129号議案　指定管理者の指定について……41頁
平成29年第130号議案　指定管理者の指定について……43頁
平成29年第131号議案　指定管理者の指定について……45頁
平成29年第132号議案　指定管理者の指定について……47頁
平成29年第133号議案　指定管理者の指定について……49頁
平成29年第134号議案　指定管理者の指定について……51頁
平成29年第135号議案　指定管理者の指定について……53頁
平成29年第136号議案　指定管理者の指定について……55頁

平成29年第137号議案　指定管理者の指定について…… 57頁
平成29年第138号議案　指定管理者の指定について…… 59頁
平成29年第139号議案　指定管理者の指定について…… 61頁
平成29年第140号議案　指定管理者の指定について…… 63頁
平成29年第141号議案　指定管理者の指定について…… 85頁
平成29年第142号議案　指定管理者の指定について…… 87頁
平成29年第143号議案　指定管理者の指定について…… 89頁
平成29年第144号議案　指定管理者の指定について…… 91頁
平成29年第145号議案　指定管理者の指定について…… 93頁
平成29年第146号議案　指定管理者の指定について…… 95頁
平成29年第147号議案　指定管理者の指定について…… 97頁
平成29年第148号議案　指定管理者の指定について…… 99頁
平成29年第149号議案　指定管理者の指定について…… 101頁
平成29年第150号議案　指定管理者の指定について…… 103頁
平成29年第151号議案　指定管理者の指定について…… 105頁
平成29年第152号議案　指定管理者の指定について…… 107頁
平成29年第153号議案　指定管理者の指定について…… 109頁
平成29年第154号議案　指定管理者の指定について…… 111頁
平成29年第155号議案　指定管理者の指定について…… 113頁
平成29年第156号議案　損害賠償の額の決定について…… 115頁
平成29年第157号議案　公立大学法人名古屋市立大学定款の変更について…… 117頁
平成29年第158号議案　公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標の制定について…… 125頁
平成29年第159号議案　当せん金付証票の発売について…… 137頁

平成29年第112号議案

名古屋市公立大学法人評価委員会条例の一部改正について

名古屋市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

名古屋市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

名古屋市公立大学法人評価委員会条例（平成17年名古屋市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附　則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（理　由）

この案を提出したのは、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

（参　考）

新　旧　対　照（改正案／現　行）

名古屋市公立大学法人評価委員会条例（抜すい）

（趣旨）

第１条　この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第１１８号）第11条第４項／第３項の規定に基づき、名古屋市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び委員等に関し必要な事項を定めるものとする。

平成29年第113号議案

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例の制定について

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例

（目的）

第1条　この条例は、市民が居住する建物等に物品等が堆積され、又は放置されることにより発生する不良な状態を解消するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 不良な状態　物品等が堆積され、又は放置されることによりねずみ、害虫又は悪臭が発生すること、火災発生のおそれのあること等周辺の生活環境に著しい支障が生じている状態をいう。

(2) 堆積物　不良な状態の原因となっている当該物品等をいう。

(3) 堆積者　物品等を堆積し、又は放置することにより不良な状態を発生さ

せている者をいう。

(4) 建物等　本市の区域内に存する建物（現に居住の用に供しているものに限る。）、その敷地及びこれに隣接する土地をいう。

（市の責務）

第3条　市は、この条例の目的を達成するため、建物等における不良な状態の解消に関する対策その他の取組を適切に実施するものとする。

（市民の責務）

第4条　市民は、その居住する建物等を不良な状態にしてはならない。

2　市民は、近隣住民と相互に協力し、その居住する地域の良好な生活環境を確保するよう努めるとともに、市が実施する建物等における不良な状態の解消に関する対策その他の取組に協力するよう努めるものとする。

（所有者等の責務）

第5条　建物等の所有者及び管理者（当該建物等に係る堆積者を除く。以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する建物等が不良な状態とならないよう努めるものとする。

2　建物等の所有者等は、その所有し、又は管理する建物等が不良な状態となった場合においては、当該建物等に係る堆積者と協力し、不良な状態を解消するよう努めるものとする。

3　建物等の所有者等は、市が実施する建物等における不良な状態の解消に関する対策その他の取組に協力するよう努めるものとする。

（調査）

第6条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、建物等において堆積され、又は放置されている物品等の状態、当該建物等の使用又は管理の状況その他必要な事項について、当該建物等の居住者又は関係者に対し報告を求めることができる。

2　市長は、この条例の施行に必要な限度において、前項の居住者の親族関係、居住関係、保健及び福祉に関する制度の利用状況、心身の状態、居住する建物等の所有関係その他の当該居住者に関する事項について、市の保有する各種情報を利用することができる。

3　市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係機関等に対し、第1

項の居住者に係る情報の提供を求めることができる。

4　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、不良な状態にあると認められる建物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

5　前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6　第4項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（支援）

第7条　市長は、建物等における不良な状態を解消し、又はその発生を防止するため、当該建物等の居住者に対し、その解消又は発生の防止に資する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うことができる。

2　市長は、建物等の居住者が自ら当該建物等における不良な状態を解消することが困難であると認めるときは、当該居住者に対し、経費の支出を要する支援を行うことができる。この場合において、当該支援を行おうとするときは、あらかじめ、名古屋市住居の不良堆積物対策審議会の意見を聴かなければならない。

（指導及び勧告）

第8条　市長は、建物等が不良な状態にあると認めるときは、当該建物等に係る堆積者又は所有者等に対し、不良な状態を解消するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2　市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該建物等における不良な状態が解消されないと認めるときは、当該指導を受けた者（堆積者に限る。）に対し、期限を定めて、不良な状態を解消するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3　市長は、第1項の規定による指導をしようとするときは、あらかじめ、第12条に規定する区対策会議において協議するものとする。

（命令）

第9条　市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命

ずることができる。

2　市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市住居の不良堆積物対策審議会の意見を聴かなければならない。

（行政代執行）

第10条　市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせ、その費用を義務者から徴収すること（次項において「代執行」という。）ができる。

2　市長は、代執行をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市住居の不良堆積物対策審議会の意見を聴かなければならない。

（応急措置）

第11条　市長は、建物等における堆積物が人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害の発生を防止するために緊急の必要があると認めるときは、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2　市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該建物等に係る堆積者から徴収することができる。

（区対策会議）

第12条　区内の建物等における不良な状態の解消に関する対策を推進するため、各区に対策会議（以下この条において「区対策会議」という。）を置く。

2　区対策会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1)　不良な状態にある区内の建物等に係る状況の把握並びに対策の検討及び実施に関すること。

(2)　その他区内の建物等における不良な状態の解消に関すること。

3　前2項に定めるもののほか、区対策会議に関し必要な事項は、規則で定める。

（名古屋市住居の不良堆積物対策審議会）

第13条　市長の附属機関として、名古屋市住居の不良堆積物対策審議会（以下

この条において「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(1)　この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2)　その他建物等における不良な状態の解消に関する対策その他の取組に関する事項

3　審議会は、前項各号に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4　審議会は、委員5人以内をもって組織する。

5　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

6　委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

7　委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8　臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

9　臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

10　委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

11　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（個人情報の提供）

第14条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、建物等の居住者及び所有者等の氏名及び住所、当該建物等の状況その他当該居住者及び所有者等に係る情報を、関係機関等に対し、提供することができる。

（罰則）

第15条　市長は、正当な理由なしに、第6条第4項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、

若しくは虚偽の陳述をした者に対し３万円以下の過料を科する。

２　市長は、第９条第１項の規定による命令に違反した者に対し５万円以下の過料を科する。

（委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（理　由）

この案を提出したのは、市民の安全で快適な生活環境を確保するため、市民が居住する建物等に物品等が堆積され、又は放置されることにより発生する不良な状態を解消するための支援及び措置に関し必要な事項を定める必要があるによる。

平成29年第114号議案

名古屋市体育館条例の一部改正について

名古屋市体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

名古屋市体育館条例の一部を改正する条例

名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

6,800円	6,800円	6,800円	9,900円	1,700円
34,000円	34,000円	34,000円	49,500円	8,500円
1,500円	1,500円	1,500円	1,700円	
1,500円	1,500円	1,500円	1,700円	
1,500円	1,500円	1,500円	1,700円	
600円	600円	600円	700円	
300円	300円	300円	400円	
1,200円	1,200円	1,200円	1,300円	

を

」

「

8,900円	8,900円	8,900円	12,900円	2,200円
44,500円	44,500円	44,500円	64,500円	11,000円
2,000円	2,000円	2,000円	2,400円	
2,000円	2,000円	2,000円	2,400円	
2,000円	2,000円	2,000円	2,400円	
800円	800円	800円	1,000円	
500円	500円	500円	600円	
1,600円	1,600円	1,600円	1,900円	

」に改める。

附　則

1　この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の名古屋市体育館条例（以下「改正後条例」という。）別表第1の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

3　改正後条例別表第1の規定は、平成30年4月1日以後の使用に係る利用料金の基準額について適用し、同日前の使用に係る利用料金の基準額については、なお従前の例による。

4　この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の利用料金の額については、なお従前の例による。

（理　由）

この案を提出したのは、名古屋市体育館の利用料金の基準額を改定する必要があるによる。

（参　考）

新　旧　対　照（改正案／現　行）

名古屋市体育館条例（抜すい）

別表第１

名古屋市体育館

使用区分	利用料金の基準額						
	区分		午前	午後１	午後２	夜間	延長（30分当たり）
競技場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	8,900円 6,800円	8,900円 6,800円	8,900円 6,800円	12,900円 9,900円	2,200円 1,700円
		その他の場合	44,500円 34,000円	44,500円 34,000円	44,500円 34,000円	64,500円 49,500円	11,000円 8,500円
	一部を専用する場合	バスケットボール（コート１面につき）	2,000円 1,500円	2,000円 1,500円	2,000円 1,500円	2,400円 1,700円	
		バレーボール（コート１面につき）	2,000円 1,500円	2,000円 1,500円	2,000円 1,500円	2,400円 1,700円	
		テニス（コート１面につき）	2,000円 1,500円	2,000円 1,500円	2,000円 1,500円	2,400円 1,700円	
		バドミントン（コート１面につき）	800円 600円	800円 600円	800円 600円	1,000円 700円	
		卓球（コート１面につき）	500円 300円	500円 300円	500円 300円	600円 400円	
		その他スポーツ（400平方メートル以内につき）	1,600円 1,200円	1,600円 1,200円	1,600円 1,200円	1,900円 1,300円	
（略）							

平成29年第115号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

妙見町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画妙見町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
上志段味まちづくり地区整備計画区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画上志段味まちづくり地区計画の区域のうち、地区整

域	備計画が定められている区域

別表第2に次のように加える。

妙見町地区整備計画区域	西地区	用途の制限	1　原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの 2　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 3　倉庫業を営む倉庫 4　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5　カラオケボックスその他これに類するもの 6　店舗、飲食店又は展示場の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3，000平方メートルを超えるもの 7　風営法第2条第1項第1号から第3号までに規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
		壁面の位置の制限	敷地面積が500平方メートル以上の建築物の外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す壁面の位置の制限の数値以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1　外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2　物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
	東地区	用途の制限	1　原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの

			2　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 3　倉庫業を営む倉庫 4　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5　カラオケボックスその他これに類するもの 6　店舗、飲食店又は展示場の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの 7　風営法第2条第1項第1号から第3号までに規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
		建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の7とする。
		壁面の位置の制限	敷地面積が500平方メートル以上の建築物の外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す壁面の位置の制限の数値以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1　外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2　物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
		高さの最高限度	建築物の各部分から名古屋市道宮東妙見町線支線第8号第2支線第1及び名古屋市道妙見町第1号線の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた数値。ただし、都市計

			画道路３・３・65茶屋ヶ坂牛巻線から30メートル以内の地域については、この限りでない。
		緑化率の最低限度	10分の1.5
志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区整備計画区域	全域	敷地面積の最低限度	500平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は5メートル以上、隣地境界線までの距離は2メートル以上であること。
		高さの最高限度	20メートル
		緑化率の最低限度	10分の2
上志段味まちづくり地区整備計画区域	全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 1　住宅 2　住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの 3　学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 4　上記の建築物に附属する車庫又は物置 5　公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの
		敷地面積の最低限度	130平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

			1　外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること（外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離が0.5メートル以上のものに限る。）。 2　物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
		緑化率の最低限度	10分の1

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（理　由）

この案を提出したのは、妙見町地区整備計画区域内における建築物の制限に関して必要な事項を定める等の必要があるによる。

平成29年第118号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1	契約の目的	五条川工場灰出し設備改修等工事の請負
2	施行場所	愛知県あま市中萱津奥野地内
3	契約の内容	ごみ焼却設備改造工事1式・その他
4	契約の方法	随意契約
5	契約金額	1,350,000,000円
6	契約の相手方	名古屋市西区名駅二丁目22番9号 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社中部支店 支店長　鎌川　修
7	完成予定期日	平成31年12月27日

（理　由）

この案を提出したのは、五条川工場の灰出し設備改修等工事を施行する必要があるによる。

平成29年第119号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、完成予定期日を、同表右欄のとおり変更するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

工事請負契約名	変更部分		
	項目	変更前	変更後
桶狭間勅使線道路新設工事の請負契約 （平成26年12月10日議決平成26年第117号（平成27年8月17日専決処分、平成28年3月24日専決処分及び平成29年3月24日専決処分により契約金額を変更））	完成予定期日	平成30年2月28日	平成30年8月31日

（理　由）

この案を提出したのは、完成予定期日を変更する必要があるによる。

平成29年第120号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額及び完成予定期日を、同表右欄のとおり変更するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

工事請負契約名	変更部分		
	項目	変更前	変更後
山田東公営住宅新築工事の請負契約（1次） 〔平成29年3月10日議決 平成29年第62号〕	契約金額	637,200,000円	845,910,000円
	完成予定期日	平成30年10月31日	平成31年2月28日

（理　由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額し、完成予定期日を変更する必要があるによる。

平成29年第121号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市男女平等参画推進センター	名古屋市守山区小幡南一丁目9番15号 アイ・コニックスグループ 代表者　伊　藤　克　恵

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第122号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市南陽交流プラザ	東京都目黒区下目黒一丁目 1番11号 アクティオ株式会社 代表取締役社長　鈴　木　悟

2　指定の期間　平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第123号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市五条荘	名古屋市西区栄生一丁目 2番 2号 社会福祉法人名古屋厚生会 理事長　黒　田　文　雄
名古屋市にじが丘荘	名古屋市名東区にじが丘 3丁目17番地 公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会 会長　小　崎　惠　子

2　指定の期間　平成30年 4月 1日から平成40年 3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第124号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市とだがわこどもランド	名古屋市北区清水四丁目17番 1号 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 会長　河　内　尚　明

2　指定の期間　平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第125号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
瑞穂公園の公園施設（市長の定めるものを除く。）	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　西村幸久

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第126号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市中村生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　西　村　幸　久
名古屋市熱田生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　西　村　幸　久
名古屋市中川生涯学習センター	愛知県豊田市錦町1丁目95番地 ホーメックス株式会社 代表取締役　餅　原　幹　也
名古屋市港生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　西　村　幸　久
名古屋市南生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　西　村　幸　久

名古屋市緑生涯学習センター（分館を除く。）	名古屋市中区栄一丁目16番６号 シンコーグループ 代表者　　石　崎　克　己
名古屋市名東生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町５丁目１番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　　西　村　幸　久
名古屋市天白生涯学習センター	愛知県春日井市六軒屋町西３丁目10番地16 愛知スイミング・大成共同事業体 代表者　　鈴　木　綱　次

２　指定の期間　　平成30年４月１日から平成34年３月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第127号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市枇杷島スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　西　村　幸　久
名古屋市緑スポーツセンター	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社ＪＰＮ 代表取締役　濱　田　和　子
名古屋市中村スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　西　村　幸　久
名古屋市名東スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　西　村　幸　久
名古屋市中スポーツセンター	東京都品川区東品川4丁目10番1号 なごやスポーツパートナーズ 代表者　落　合　昭

名古屋市昭和スポーツセンター	愛知県春日井市六軒屋町西３丁目10番地16 愛知スイミング・大成共同事業体 代表者　　鈴　木　綱　次

2　指定の期間　　平成30年４月１日から平成35年３月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第128号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　西　村　幸　久

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第129号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）第1条第1項に規定する瑞穂運動場	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　西　村　幸　久

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第130号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市志段味スポーツランド	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社ＪＰＮ 代表取締役　濱　田　和　子

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第131号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市中川プール	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　西　村　幸　久
名古屋市守山プール	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社ＪＰＮ 代表取締役　濱　田　和　子
名古屋市鳴海プール	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社ＪＰＮ 代表取締役　濱　田　和　子
名古屋市香流橋プール	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社ＪＰＮ 代表取締役　濱　田　和　子
名古屋市山田プール	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　西　村　幸　久

名古屋市南陽プール	名古屋市南区東又兵ヱ町５丁目１番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　　西　村　幸　久
名古屋市山田西プール	名古屋市南区東又兵ヱ町５丁目１番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　　西　村　幸　久
名古屋市富田北プール	名古屋市南区東又兵ヱ町５丁目１番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　　西　村　幸　久

2　指定の期間

(1)　名古屋市南陽プール

平成30年４月１日から平成33年３月31日まで

(2)　(1)　以外の施設

平成30年４月１日から平成35年３月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第132号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市名城庭球場	名古屋市北区名城一丁目3番3号 一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部 会長　小　山　勇

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第133号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市女性会館	名古屋市守山区小幡南一丁目9番15号 アイ・コニックスグループ 代表者　伊　藤　克　恵

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第134号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市東谷山フルーツパーク	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 公益財団法人名古屋市みどりの協会 理事長　二　神　望

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成40年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第135号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市農業文化園	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 チームＹＭＯ 代表者　二　神　望

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第136号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
鶴舞公園多目的グラウンド	名古屋市瑞穂区洲山町2丁目21番地 公益財団法人愛知県サッカー協会 会長　鈴木　登
鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 公益財団法人名古屋市みどりの協会 理事長　二神　望
東山公園展望塔	愛知県刈谷市桜町3丁目3番地 サンエイ株式会社 代表取締役　神谷武之
名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市瑞穂区中山町6丁目3番地の2 岩間造園株式会社 代表取締役　岩間紀久裕
荒子川公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ 代表者　二神　望

庄内緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 名古屋市みどりの協会・ミズノグループ 代表者　二　神　望
白鳥公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市瑞穂区中山町6丁目3番地の2 しろとりの杜グループ 代表者　岩　間　紀久裕
稲永公園野鳥観察館	名古屋市港区新船町1丁目1番地 東海・稲永ネットワーク 代表者　小　山　了
日光川公園の公園施設	名古屋市南区桜台一丁目24番9号 ＰＭＩサンビーチ日光川 代表者　今　村　充　孝
戸田川緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 チームＹＭＯ 代表者　二　神　望
徳川園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 徳川の杜グループ 代表者　二　神　望

2　指定の期間　　平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第137号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市緑化センター	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 公益財団法人名古屋市みどりの協会 理事長　二　神　望

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第138号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市みどりが丘公園	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 みどりの風グループ 代表者　二　神　望

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第139号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市山田地区会館	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 中部互光・コスモコンサルタント運営共同体 代表者　水　野　一　三
名古屋市富田地区会館	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 中部互光・コスモコンサルタント運営共同体 代表者　水　野　一　三
名古屋市楠地区会館	名古屋市北区楠味鋺三丁目1311番地の1 味鋺学区福祉推進協議会 会長　中　村　速　雄
名古屋市南陽地区会館	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 中部互光・コスモコンサルタント運営共同体 代表者　水　野　一　三
名古屋市志段味地区会館	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 中部互光・コスモコンサルタント運営共同体 代表者　水　野　一　三

名古屋市徳重地区会館	愛知県刈谷市桜町３丁目３番地 サンエイ株式会社 代表取締役　　神　谷　武　之

2　指定の期間　　平成30年４月１日から平成35年３月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第140号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市上野コミュニティセンター	名古屋市千種区北千種二丁目2番5号 上野学区連絡協議会 会長　山田　祐一郎
名古屋市内山コミュニティセンター	名古屋市千種区内山三丁目15番9号 内山学区連絡協議会 会長　江端　秀典
名古屋市千石コミュニティセンター	名古屋市千種区千種二丁目6番16号 千石学区連絡協議会 会長　坪井　康宥
名古屋市高見コミュニティセンター	名古屋市千種区若水三丁目9番15号 高見学区連絡協議会 会長　大野　鉦三
名古屋市田代コミュニティセンター	名古屋市千種区観月町2丁目14番地 田代学区連絡協議会 会長　野々山　武亮
名古屋市千種コミュニティセンター	名古屋市千種区千種三丁目2番11号 千種学区連絡協議会 会長　後藤　晃一

名古屋市春岡コミュニティセンター	名古屋市千種区春岡二丁目5番44号 春岡学区連絡協議会 会長　山神尚人
名古屋市東山コミュニティセンター	名古屋市千種区橋本町2丁目37番地 東山学区連絡協議会 会長　杉浦尚久
名古屋市星ヶ丘コミュニティセンター	名古屋市千種区星ケ丘1丁目3番地 星ヶ丘学区連絡協議会 会長　秋田成行
名古屋市見付コミュニティセンター	名古屋市千種区唐山町1丁目79番地の1 見付学区連絡協議会 会長　原田光司
名古屋市葵コミュニティセンター	名古屋市東区葵三丁目2番9号 葵学区連絡協議会 会長　中野幸夫
名古屋市旭丘コミュニティセンター	名古屋市東区徳川町1303番地の2 旭丘学区連絡協議会 会長　近藤和倖
名古屋市筒井コミュニティセンター	名古屋市東区筒井一丁目14番24号 筒井学区連絡協議会 会長　松永吉郎
名古屋市東桜コミュニティセンター	名古屋市東区東桜二丁目9番18号 東桜学区連絡協議会 会長　安藤喜治
名古屋市東白壁コミュニティセンター	名古屋市東区主税町4丁目41番地 東白壁学区連絡協議会 会長　田中建治
名古屋市明倫コミュニティセンター	名古屋市東区大松町4番17号 明倫学区連絡協議会 会長　梅村忠直
名古屋市矢田コミュニティセンター	名古屋市東区矢田南四丁目5番26号 矢田学区連絡協議会 会長　梅本哲男

名古屋市山吹コミュニティセンター	名古屋市東区白壁一丁目52番地の2 山吹学区連絡協議会 会長　高　木　繁太郎
名古屋市味鋺コミュニティセンター	名古屋市北区楠味鋺三丁目1311番地の1 味鋺学区各種団体連絡協議会 会長　水　野　素　和
名古屋市飯田コミュニティセンター	名古屋市北区平安二丁目3番24号 飯田学区連絡協議会 会長　伊　藤　武　夫
名古屋市大杉コミュニティセンター	名古屋市北区大杉三丁目12番13号 大杉学区連絡協議会 会長　川　村　和　光
名古屋市金城コミュニティセンター	名古屋市北区平手町2丁目6番地 金城学区連絡協議会 会長　松　井　伸　伍
名古屋市楠コミュニティセンター	名古屋市北区若鶴町126番地 楠学区連絡協議会 会長　松　井　正　男
名古屋市楠西コミュニティセンター	名古屋市北区会所町216番地 楠西学区連絡協議会 議長　渡　辺　明　彦
名古屋市清水コミュニティセンター	名古屋市北区柳原二丁目11番22号 清水学区自治連合会 会長　梅　本　隆　弘
名古屋市城北コミュニティセンター	名古屋市北区安井二丁目4番23号 城北学区連絡協議会 会長　平　沢　達　也
名古屋市杉村コミュニティセンター	名古屋市北区東長田町1丁目16番地の4 杉村学区連絡協議会 会長　牧　野　恒　男
名古屋市辻コミュニティセンター	名古屋市北区辻町9丁目62番地の1 辻学区連絡協議会 会長　中　山　克　宏

名古屋市西味鋺コミュニティセンター	名古屋市北区西味鋺四丁目517番地 西味鋺学区連絡協議会 会長　大西謙一
名古屋市東志賀コミュニティセンター	名古屋市北区志賀町5丁目2番地の9 東志賀学区連絡協議会 会長　山﨑悦男
名古屋市宮前コミュニティセンター	名古屋市北区上飯田東町4丁目53番地 宮前学区連絡協議会 会長　鈴木良雄
名古屋市名北コミュニティセンター	名古屋市北区下飯田町3丁目3番地の1 名北学区連絡協議会 会長　塚本光兼
名古屋市六郷コミュニティセンター	名古屋市北区大曽根一丁目28番22号 六郷学区連絡協議会 会長　佐藤充司
名古屋市六郷北コミュニティセンター	名古屋市北区山田町3丁目46番地 六郷北学区区政協議会 委員長　加藤丈司
名古屋市稲生コミュニティセンター	名古屋市西区又穂町5丁目40番地 稲生学区連絡協議会 会長　野田安郎
名古屋市浮野コミュニティセンター	名古屋市西区浮野町97番地の93 浮野学区連絡協議会 会長　渡部靖夫
名古屋市江西コミュニティセンター	名古屋市西区菊井二丁目23番3号 江西学区連絡協議会 会長　三輪悠紀夫
名古屋市榎コミュニティセンター	名古屋市西区浅間二丁目8番18号 榎学区連絡協議会 会長　田中伯芳
名古屋市大野木コミュニティセンター	名古屋市西区大野木四丁目181番地 大野木学区連絡協議会 会長　大塚春行

名古屋市上名古屋コミュニティセンター	名古屋市西区上名古屋四丁目14番24号 上名古屋学区連絡協議会 会長　林　昌康
名古屋市児玉コミュニティセンター	名古屋市西区児玉二丁目4番14号 児玉学区連絡協議会 会長　横山　治
名古屋市栄生コミュニティセンター	名古屋市西区栄生一丁目21番6号 栄生学区連絡協議会 会長　吉田芳夫
名古屋市城西コミュニティセンター	名古屋市西区城西四丁目2番21号 城西学区連絡協議会 会長　塚　尚根
名古屋市庄内コミュニティセンター	名古屋市西区鳥見町1丁目24番地の2 庄内学区連絡協議会 会長　宮田榮夫
名古屋市中小田井コミュニティセンター	名古屋市西区中小田井二丁目418番地 中小田井学区連絡協議会 会長　山本秀雄
名古屋市那古野コミュニティセンター	名古屋市西区那古野二丁目15番25号 那古野学区連絡協議会 会長　杉本義彦
名古屋市幅下コミュニティセンター	名古屋市西区幅下一丁目9番30号 幅下学区連絡協議会 会長　河村幸守
名古屋市比良コミュニティセンター	名古屋市西区比良三丁目154番地 比良学区連絡協議会 会長　森川秀雄
名古屋市平田コミュニティセンター	名古屋市西区平出町159番地 平田学区連絡協議会 会長　加藤篤次
名古屋市比良西コミュニティセンター	名古屋市西区清里町69番地の88 比良西学区連絡協議会 会長　堀場光二

名古屋市枇杷島コミュニティセンター	名古屋市西区枇杷島五丁目11番15号 枇杷島学区連絡協議会 会長　大塚乙彦
名古屋市山田コミュニティセンター	名古屋市西区上小田井二丁目78番地 山田学区連絡協議会 会長　稲葉恭司
名古屋市稲西コミュニティセンター	名古屋市中村区稲葉地町3丁目12番地 稲西学区連絡協議会 会長　飯田茂
名古屋市稲葉地コミュニティセンター	名古屋市中村区長筬町7丁目33番地の3 稲葉地学区連絡協議会 会長　柳瀬秀彦
名古屋市亀島コミュニティセンター	名古屋市中村区亀島一丁目5番30号 亀島学区連絡協議会 会長　柴垣勇夫
名古屋市米野コミュニティセンター	名古屋市中村区権現通1丁目28番地 米野学区連絡協議会 会長　太田眞人
名古屋市新明コミュニティセンター	名古屋市中村区名駅三丁目17番3号 新明学区連絡協議会 会長　伊藤義信
名古屋市諏訪コミュニティセンター	名古屋市中村区高道町3丁目12番1号 諏訪学区連絡協議会 会長　山本芳秋
名古屋市千成コミュニティセンター	名古屋市中村区中村本町3丁目28番地 千成学区連絡協議会 会長　牧　由喜夫
名古屋市豊臣コミュニティセンター	名古屋市中村区森末町4丁目106番地 豊臣学区連絡協議会 委員長　伊藤富行
名古屋市中村コミュニティセンター	名古屋市中村区名楽町5丁目39番地 中村学区連絡協議会 会長　長崎鉦一

名古屋市則武コミュニティセンター	名古屋市中村区松原町３丁目６番地の１ 則武学区連絡協議会 会長　西　森　昇
名古屋市八社コミュニティセンター	名古屋市中村区八社二丁目17番地の１ 八社学区連絡協議会 会長　古　橋　元　晴
名古屋市日比津コミュニティセンター	名古屋市中村区高道町１丁目６番３号 日比津学区連絡協議会 会長　高　村　八　郎
名古屋市日吉コミュニティセンター	名古屋市中村区太閤通５丁目20番地 日吉学区連絡協議会 会長　後　藤　弘　康
名古屋市本陣コミュニティセンター	名古屋市中村区松原町４丁目68番地 本陣学区連絡協議会 会長　伊　藤　俊　廣
名古屋市牧野コミュニティセンター	名古屋市中村区太閤一丁目16番５号 牧野学区連絡協議会 会長　柴　田　三　平
名古屋市柳コミュニティセンター	名古屋市中村区烏森町３丁目23番地の３ 柳学区区政連絡協議会 会長　平　山　武
名古屋市六反コミュニティセンター	名古屋市中村区名駅南二丁目３番37号 六反学区連絡協議会 会長　刑　部　順　一
名古屋市大須コミュニティセンター	名古屋市中区大須三丁目38番９号 大須学区連絡協議会 会長　松　本　晃　一
名古屋市橘コミュニティセンター	名古屋市中区富士見町６番33号 橘学区連絡協議会 会長　野　瀬　武　敬
名古屋市千早コミュニティセンター	名古屋市中区新栄二丁目50番33号 千早学区連絡協議会 会長　河　田　司

名古屋市伊勝コミュニティセンター	名古屋市昭和区福原町1丁目38番地 伊勝学区連絡協議会 会長　森田　碩司
名古屋市川原コミュニティセンター	名古屋市昭和区向山町1丁目52番地の2 川原学区連絡協議会 会長　河西　英雄
名古屋市御器所コミュニティセンター	名古屋市昭和区紅梅町2丁目15番地の2 御器所学区連絡協議会 会長　加藤　博司
名古屋市松栄コミュニティセンター	名古屋市昭和区菊園町1丁目12番地 松栄学区まちづくり協議会 会長　奥村　正次
名古屋市白金コミュニティセンター	名古屋市昭和区白金一丁目20番18号 白金学区連絡協議会 会長　谷口　光義
名古屋市滝川コミュニティセンター	名古屋市昭和区高峯町133番地の21 滝川学区自治協議会 会長　毛利　邦男
名古屋市鶴舞コミュニティセンター	名古屋市昭和区鶴舞四丁目2番25号 鶴舞学区連絡協議会 会長　稲垣　晉正
名古屋市広路コミュニティセンター	名古屋市昭和区川名本町2丁目10番地の1 広路学区連絡協議会 会長　新美　三枝
名古屋市八事コミュニティセンター	名古屋市昭和区広路町字梅園18番地 八事学区連絡協議会 会長　小川　安彦
名古屋市井戸田コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区井戸田町3丁目25番地の1 井戸田学区連絡協議会 会長　髙村　健二
名古屋市汐路コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区佐渡町4丁目9番地 汐路学区連絡協議会 会長　古井　良平

名古屋市高田コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区直来町1丁目7番地の1 高田学区連絡協議会 会長　高松昭子
名古屋市豊岡コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区豊岡通3丁目29番地の3 豊岡学区連絡協議会 会長　伊藤昭夫
名古屋市穂波コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区神穂町5番18号 穂波学区連絡協議会 会長　今津雅資
名古屋市瑞穂コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区田光町3丁目44番地 瑞穂学区連絡協議会 会長　伊藤勝利
名古屋市御剱コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区雁道町5丁目1番地 御剱学区連絡協議会 会長　天野宏之
名古屋市弥富コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区師長町82番地の2 弥富学区連絡協議会 会長　井島静江
名古屋市陽明コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区松栄町2丁目46番地 陽明学区連絡協議会 会長　生野稔
名古屋市白鳥コミュニティセンター	名古屋市熱田区神戸町802番地 白鳥学区連絡協議会 会長　中田俊夫
名古屋市大宝コミュニティセンター	名古屋市熱田区大宝四丁目7番22号 大宝学区連絡協議会 会長　水野鉦二
名古屋市高蔵コミュニティセンター	名古屋市熱田区沢上二丁目7番8号 高蔵学区連絡協議会 会長　樅山紘一
名古屋市千年コミュニティセンター	名古屋市熱田区千年一丁目18番2号 千年学区連絡協議会 会長　西川和之

名古屋市野立コミュニティセンター	名古屋市熱田区千代田町8番3号 野立学区連絡協議会 会長　大矢利之
名古屋市旗屋コミュニティセンター	名古屋市熱田区横田一丁目1番13号 旗屋学区連絡協議会 会長　高木正明
名古屋市船方コミュニティセンター	名古屋市熱田区一番一丁目19番3号 船方学区連絡協議会 会長　山田碩道
名古屋市愛知コミュニティセンター	名古屋市中川区愛知町40番16号 愛知学区連絡協議会 会長　西岡壽一
名古屋市赤星コミュニティセンター	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1483番地の1 赤星学区連絡協議会 会長　武藤忠昭
名古屋市荒子コミュニティセンター	名古屋市中川区中郷二丁目164番地 荒子学区連絡協議会 会長　小林義人
名古屋市五反田コミュニティセンター	名古屋市中川区下之一色町字宮分19番地 五反田学区連絡協議会 会長　布目幸二
名古屋市篠原コミュニティセンター	名古屋市中川区太平通3丁目10番地 篠原学区区政連絡協議会 委員長　岡田浩
名古屋市正色コミュニティセンター	名古屋市中川区下之一色町字権野167番地の1 正色学区連絡協議会 会長　木村猛
名古屋市昭和橋コミュニティセンター	名古屋市中川区玉船町1丁目1番地の1 昭和橋学区連絡協議会 会長　淺野徳保
名古屋市玉川コミュニティセンター	名古屋市中川区十一番町3丁目1番地 玉川学区連絡協議会 会長　久田晴夫

名古屋市露橋コミュニティセンター	名古屋市中川区露橋二丁目13番1号 露橋学区連絡協議会 会長　山下長久
名古屋市常磐コミュニティセンター	名古屋市中川区小本一丁目20番52号 常磐学区連絡協議会 会長　早瀬房紀
名古屋市豊治コミュニティセンター	名古屋市中川区江松三丁目447番地 豊治学区連絡協議会 会長　坂野行正
名古屋市長須賀コミュニティセンター	名古屋市中川区伏屋三丁目204番地 長須賀学区連絡協議会 会長　髙岸勝美
名古屋市西前田コミュニティセンター	名古屋市中川区助光二丁目1403番地 西前田学区連絡協議会 会長　服部　満
名古屋市野田コミュニティセンター	名古屋市中川区上高畑一丁目179番地の2 野田学区連絡協議会 会長　坪井直記
名古屋市広見コミュニティセンター	名古屋市中川区西日置二丁目16番1号 広見学区運営委員会 委員長　鏡味栄男
名古屋市明正コミュニティセンター	名古屋市中川区戸田明正三丁目301番地 明正学区連絡協議会 会長　吉山　勲
名古屋市八熊コミュニティセンター	名古屋市中川区尾頭橋四丁目5番24号 八熊学区連絡協議会 会長　島田　徹
名古屋市八幡コミュニティセンター	名古屋市中川区荒越町1丁目1番地の3 八幡学区連絡協議会 会長　神野政之
名古屋市稲永コミュニティセンター	名古屋市港区稲永四丁目7番56号 稲永学区連絡協議会 会長　伊藤克典

名古屋市小碓コミュニティセンター	名古屋市港区港北町２丁目34番地 小碓学区連絡協議会 会長　小林利充
名古屋市大手コミュニティセンター	名古屋市港区大手町６丁目24番地 大手学区連絡協議会 会長　伊藤勝利
名古屋市港西コミュニティセンター	名古屋市港区十一屋三丁目209番地 港西学区連絡協議会 会長　近藤良昭
名古屋市港楽コミュニティセンター	名古屋市港区港陽一丁目１番65号 港楽学区各種団体連絡協議会 会長　小川利太郎
名古屋市正保コミュニティセンター	名古屋市港区正保町８丁目134番地 正保学区連絡協議会 会長　黒田秀夫
名古屋市神宮寺コミュニティセンター	名古屋市港区宝神町字会所裏724番地の１ 神宮寺学区連絡協議会 会長　佐野武久
名古屋市成章コミュニティセンター	名古屋市港区東土古町１丁目３番地 成章学区各種団体連絡協議会 会長　鬼頭時夫
名古屋市高木コミュニティセンター	名古屋市港区惟信町３丁目11番地の６ 高木学区連絡協議会 会長　工藤清
名古屋市東海コミュニティセンター	名古屋市港区南十番町１丁目３番地 東海学区連絡協議会 会長　古久根正
名古屋市当知コミュニティセンター	名古屋市港区当知三丁目2401番地 当知学区連絡協議会 会長　犬飼治
名古屋市中川コミュニティセンター	名古屋市港区辰巳町１番４号 中川学区連絡協議会 会長　垣見幸則

名古屋市西築地コミュニティセンター	名古屋市港区浜二丁目10番31号 西築地学区連絡協議会 会長　髙　羽　章
名古屋市西福田コミュニティセンター	名古屋市港区新茶屋五丁目1804番地 西福田学区連絡協議会 会長　若　松　秋　信
名古屋市野跡コミュニティセンター	名古屋市港区野跡四丁目３番13号 野跡学区連絡協議会 会長　渡　邊　梅　信
名古屋市東築地コミュニティセンター	名古屋市港区東築地町26番地 東築地学区連絡協議会 会長　松　岡　幸　男
名古屋市福田コミュニティセンター	名古屋市港区船頭場二丁目806番地 福田学区連絡協議会 会長　加　藤　豊
名古屋市福春コミュニティセンター	名古屋市港区春田野三丁目403番地 福春学区連絡協議会 会長　坂　野　修　身
名古屋市明徳コミュニティセンター	名古屋市港区小碓四丁目147番地 明徳学区連絡協議会 会長　神　野　征　治
名古屋市大磯コミュニティセンター	名古屋市南区北内町３丁目25番地 大磯学区連絡協議会 会長　吉　川　良　夫
名古屋市笠寺コミュニティセンター	名古屋市南区本星崎町字宮浦560番地の１ 笠寺学区公民会 会長　石　川　来民造
名古屋市春日野コミュニティセンター	名古屋市南区霞町77番地 春日野学区連絡協議会 会長　成　田　治　人
名古屋市菊住コミュニティセンター	名古屋市南区駈上一丁目14番13号 菊住学区連絡協議会 会長　近　藤　千　里

名古屋市桜コミュニティセンター	名古屋市南区桜台二丁目15番4号 桜学区連絡協議会 会長　森川　進
名古屋市柴田コミュニティセンター	名古屋市南区白水町36番地の115 柴田学区公民会 会長　柴田　隆
名古屋市大生コミュニティセンター	名古屋市南区西又兵ヱ町4丁目8番地の1 大生学区区政連絡協議会 会長　伊藤和仁
名古屋市宝コミュニティセンター	名古屋市南区中割町2丁目10番地 宝学区区政協力連絡協議会 会長　大隅豊正
名古屋市千鳥コミュニティセンター	名古屋市南区天白町2丁目1番地の3 千鳥学区公民会 会長　相原邑子
名古屋市伝馬コミュニティセンター	名古屋市南区豊一丁目37番8号 伝馬学区公民会 会長　渡邊巍
名古屋市道徳コミュニティセンター	名古屋市南区道徳通2丁目72番地 道徳学区連絡協議会 会長　佐藤英明
名古屋市豊田コミュニティセンター	名古屋市南区豊田四丁目9番19号 豊田学区公民会 会長　大橋義香
名古屋市白水コミュニティセンター	名古屋市南区鳴尾町字丹後江3023番地の3 白水学区連絡協議会 会長　髙木正義
名古屋市宝南コミュニティセンター	名古屋市南区堤起町3丁目48番地 宝南学区区政協力連絡協議会 会長　寺倉勝彦
名古屋市星崎コミュニティセンター	名古屋市南区南野三丁目68番地 星崎学区連絡協議会 会長　荒川　清

名古屋市明治コミュニティセンター	名古屋市南区明治二丁目14番1号 明治学区連絡協議会 会長　喜多村　隆
名古屋市呼続コミュニティセンター	名古屋市南区呼続四丁目17番10号 呼続学区協議会 会長　福井和秀
名古屋市笠東コミュニィセンター	名古屋市南区砂口町223番地の1 笠東学区連絡協議会 会長　小菅浩平
名古屋市天子田コミュニティセンター	名古屋市守山区向台二丁目1605番地 天子田学区連絡協議会 会長　川﨑睦夫
名古屋市大森コミュニティセンター	名古屋市守山区大森四丁目206番地の1 大森学区連絡協議会 会長　寺田　浩
名古屋市大森北コミュニティセンター	名古屋市守山区大森五丁目319番地の1 大森北学区連絡協議会 会長　笹山洋文
名古屋市小幡コミュニティセンター	名古屋市守山区小幡二丁目3番7号 小幡学区連絡協議会 会長　山田喜一郎
名古屋市小幡北コミュニティセンター	名古屋市守山区緑ヶ丘867番地 小幡北学区連絡協議会 会長　原　彰
名古屋市志段味西コミュニティセンター	名古屋市守山区泉が丘1001番地 志段味西学区連絡協議会 会長　小林孝至
名古屋市志段味東コミュニティセンター	名古屋市守山区大字中志段味字宮前1175番地の1 志段味東学区連絡協議会 会長　松原宏平
名古屋市下志段味コミュニティセンター	名古屋市守山区大字下志段味字長戸1659番地 下志段味学区各種団体連絡協議会 会長　加藤章一

名古屋市白沢コミュニティセンター	名古屋市守山区城土町1番地 白沢学区連絡協議会 会長　田中康夫
名古屋市鳥羽見コミュニティセンター	名古屋市守山区鳥羽見二丁目17番43号 鳥羽見学区連絡協議会 会長　大脇　弘
名古屋市本地丘コミュニティセンター	名古屋市守山区本地が丘801番地 本地丘学区連絡協議会 会長　奥野喬朗
名古屋市森孝西コミュニティセンター	名古屋市守山区森孝三丁目201番地 森孝西学区連絡協議会 会長　石川　公
名古屋市森孝東コミュニティセンター	名古屋市守山区白山四丁目501番地の3 森孝東学区連絡協議会 会長　内田英爾
名古屋市相原コミュニティセンター	名古屋市緑区若田二丁目1101番地 相原学区連絡協議会 会長　福島　豊
名古屋市旭出コミュニティセンター	名古屋市緑区鹿山一丁目54番地 旭出学区連絡協議会 会長　青山一虎
名古屋市有松コミュニティセンター	名古屋市緑区有松3052番地 有松学区連絡協議会 会長　小澤武夫
名古屋市浦里コミュニティセンター	名古屋市緑区浦里四丁目20番地 浦里学区連絡協議会 会長　藤川松男
名古屋市大清水コミュニティセンター	名古屋市緑区大清水二丁目1710番地 大清水学区連絡協議会 会長　加藤領一
名古屋市大高コミュニティセンター	名古屋市緑区大高町字田中6番・9番合番地 大高学区連絡協議会 会長　近藤光男

名古屋市大高北コミュニティセンター	名古屋市緑区大高町字根土山2番地の6 大高北学区連絡協議会 会長　竹内憲二
名古屋市大高南コミュニティセンター	名古屋市緑区森の里一丁目94番地 大高南学区連絡協議会 会長　小池田　忠
名古屋市神の倉コミュニティセンター	名古屋市緑区神の倉三丁目69番地 神の倉学区連絡協議会 会長　川崎　學
名古屋市熊の前コミュニティセンター	名古屋市緑区亀が洞二丁目624番地 熊の前学区連絡協議会 会長　池井文雄
名古屋市黒石コミュニティセンター	名古屋市緑区鳴海町字神沢11番地 黒石学区連絡協議会 会長　大水正孝
名古屋市小坂コミュニティセンター	名古屋市緑区小坂二丁目2006番地 小坂学区連絡協議会 会長　柘植佑好
名古屋市常安コミュニティセンター	名古屋市緑区乗鞍三丁目12番地 常安学区連絡協議会 会長　松崎成昭
名古屋市太子コミュニティセンター	名古屋市緑区大将ケ根一丁目152番地 太子学区連絡協議会 会長　水野貴昭
名古屋市滝ノ水コミュニティセンター	名古屋市緑区滝ノ水一丁目1501番地 滝ノ水学区連絡協議会 会長　野山公昭
名古屋市戸笠コミュニティセンター	名古屋市緑区相川二丁目51番地 戸笠学区連絡協議会 会長　田中利夫
名古屋市徳重コミュニティセンター	名古屋市緑区鶴が沢一丁目2001番地 徳重学区連絡協議会 会長　中村幹男

名古屋市長根台コミュニティセンター	名古屋市緑区鳴海町字池上98番地の6 長根台学区連絡協議会 会長　奥井　治
名古屋市鳴子コミュニティセンター	名古屋市緑区鳴子町2丁目70番地 鳴子学区連絡協議会 会長　早川忠彦
名古屋市鳴海コミュニティセンター	名古屋市緑区鳴海町字城22番地の1 鳴海学区連絡協議会 会長　後藤桿司
名古屋市鳴海東部コミュニティセンター	名古屋市緑区平手南一丁目203番地 鳴海東部学区連絡協議会 会長　前田亜彦
名古屋市東丘コミュニティセンター	名古屋市緑区鳴海町字有松裏200番地 東丘学区連絡協議会 会長　加藤節夫
名古屋市平子コミュニティセンター	名古屋市緑区曽根二丁目36番地 平子学区連絡協議会 会長　高山光直
名古屋市緑コミュニティセンター	名古屋市緑区鳴海町字前之輪106番地 緑学区連絡協議会 会長　渡邉幹三
名古屋市桃山コミュニティセンター	名古屋市緑区桃山二丁目96番地 桃山学区連絡協議会 会長　宇佐美政弘
名古屋市猪高コミュニティセンター	名古屋市名東区社台三丁目27番地 猪高学区連絡協議会 会長　林　年夫
名古屋市猪子石コミュニティセンター	名古屋市名東区猪子石二丁目404番地 猪子石学区連絡協議会 会長　久原栄二郎
名古屋市梅森坂コミュニティセンター	名古屋市名東区梅森坂西二丁目820番地の1 梅森坂学区連絡協議会 会長　児島　弘

名古屋市香流コミュニティセンター	名古屋市名東区山の手三丁目1009番地の1 香流学区連絡協議会 会長　吉田正勝
名古屋市上社コミュニティセンター	名古屋市名東区上社五丁目1501番地 上社学区連絡協議会 会長　長澤孝行
名古屋市北一社コミュニティセンター	名古屋市名東区高社一丁目123番地の1 北一社学区連絡協議会 会長　宮地賢二
名古屋市貴船コミュニティセンター	名古屋市名東区勢子坊二丁目1304番地の2 貴船学区連絡協議会 会長　鬼頭和明
名古屋市極楽コミュニティセンター	名古屋市名東区高針台三丁目801番地の2 極楽学区連絡協議会 会長　松原良雄
名古屋市高針コミュニティセンター	名古屋市名東区高針二丁目1501番地 高針学区連絡協議会 会長　櫻井千速
名古屋市西山コミュニティセンター	名古屋市名東区西山本通2丁目34番地 西山学区連絡協議会 会長　伊藤嘉章
名古屋市引山コミュニティセンター	名古屋市名東区引山三丁目617番地 引山学区連絡協議会 会長　岸信幸
名古屋市藤が丘コミュニティセンター	名古屋市名東区富が丘224番地の4 藤が丘学区団体連絡協議会 会長　大西英雄
名古屋市平和が丘コミュニティセンター	名古屋市名東区平和が丘五丁目29番地 平和が丘学区連絡協議会 会長　後藤浩一郎
名古屋市本郷コミュニティセンター	名古屋市名東区本郷一丁目238番地 本郷学区連絡協議会 会長　舟山祐二

名古屋市前山コミュニティセンター	名古屋市名東区牧の里二丁目2226番地 前山学区連絡協議会 会長　加藤實男
名古屋市牧の原コミュニティセンター	名古屋市名東区牧の原三丁目107番地 牧の原学区連絡協議会 会長　鈴木信
名古屋市名東コミュニティセンター	名古屋市名東区一社二丁目128番地 名東学区連絡協議会 会長　宮崎俊男
名古屋市豊が丘コミュニティセンター	名古屋市名東区豊が丘2108番地 豊が丘学区連絡協議会 会長　溝延和仁
名古屋市蓬来コミュニティセンター	名古屋市名東区つつじが丘301番地 蓬来学区連絡協議会 会長　佐伯義隆
名古屋市相生コミュニティセンター	名古屋市天白区久方一丁目148番地 相生学区連絡協議会 会長　安藤忠義
名古屋市植田コミュニティセンター	名古屋市天白区元植田二丁目301番地 植田学区連絡協議会 会長　須崎昌之
名古屋市植田北コミュニティセンター	名古屋市天白区鴻の巣一丁目203番地 植田北学区連絡協議会 会長　川中勝彦
名古屋市植田南コミュニティセンター	名古屋市天白区植田一丁目810番地 植田南学区連絡協議会 会長　森山みゆき
名古屋市大坪コミュニティセンター	名古屋市天白区大坪二丁目1901番地の3 大坪学区連絡協議会 会長　戸田貞一
名古屋市表山コミュニティセンター	名古屋市天白区八事石坂303番地 表山学区連絡協議会 会長　水谷重憲

名古屋市しまだコミュニティセンター	名古屋市天白区御前場町30番地 しまだ学区連絡協議会 会長　山本清道
名古屋市高坂コミュニティセンター	名古屋市天白区高坂町93番地 高坂学区連絡協議会 会長　奥野修司
名古屋市天白コミュニティセンター	名古屋市天白区島田三丁目912番地 天白学区連絡協議会 会長　伊藤邦夫
名古屋市野並コミュニティセンター	名古屋市天白区野並二丁目391番地 野並学区連絡協議会 会長　野村文彦
名古屋市原コミュニティセンター	名古屋市天白区原四丁目1902番地の3 原学区連絡協議会 会長　横地健治
名古屋市平針北コミュニティセンター	名古屋市天白区平針一丁目1415番地 平針北学区連絡協議会 会長　山田敬一
名古屋市平針南コミュニティセンター	名古屋市天白区平針南一丁目113番地 平針南学区連絡協議会 会長　若井勇
名古屋市八事東コミュニティセンター	名古屋市天白区中砂町452番地 八事東学区連絡協議会 会長　近藤賢治
名古屋市山根コミュニティセンター	名古屋市天白区一つ山3丁目24番地 山根学区連絡協議会 会長　原宏
名古屋市自由ケ丘会館	名古屋市千種区徳川山町5丁目3番12－1号 自由ヶ丘学区連絡協議会 会長　谷村茂
名古屋市富士見台会館	名古屋市千種区希望ケ丘2丁目3番49号 富士見台学区連絡協議会 会長　大脇康英

名古屋市砂田橋会館	名古屋市東区砂田橋一丁目１番21号 砂田橋学区連絡協議会 会長　藤井輝昭
名古屋市如意会館	名古屋市北区如意三丁目20番地 如意学区連絡協議会 会長　林　健
名古屋市瀬古会館	名古屋市守山区幸心二丁目825番地 瀬古学区連絡協議会 会長　長谷川　弘
名古屋市西城会館	名古屋市守山区大牧町12番10号 西城学区連絡協議会 会長　鬼頭　勇
名古屋市廿軒家会館	名古屋市守山区廿軒家14番56号 廿軒家学区連絡協議会 会長　早崎　満
名古屋市二城会館	名古屋市守山区新守町127番地 二城学区連絡協議会 会長　田中克明
名古屋市守山会館	名古屋市守山区西島町19番14号 守山学区連絡協議会 会長　今枝康利

2　指定の期間

(1)　名古屋市柳コミュニティセンター

施設の供用開始日から平成40年３月31日まで

(2)　(1)　以外の施設

平成30年４月１日から平成40年３月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第141号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市中小企業振興会館	名古屋市千種区吹上二丁目6番3号 公益財団法人名古屋産業振興公社 理事長　壷谷幸也

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第142号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋国際センター	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 公益財団法人名古屋国際センター 理事長　矢　野　秀　則

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第143号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市公会堂	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 ＫＮＳ共同事業体 代表者　横田健二

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第144号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市青少年文化センター	名古屋市中区栄三丁目18番1号 名古屋市文化振興事業団・日本管財グループ 代表者　平　野　幸　久

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第145号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市中村文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久
名古屋市南文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久
名古屋市天白文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久
名古屋市守山文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久
名古屋市千種文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久

名古屋市中川文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番１号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　　平　野　幸　久
名古屋市瑞穂文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番１号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　　平　野　幸　久

2　指定の期間　　平成30年４月１日から平成35年３月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第146号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市演劇練習館	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第147号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市民ギャラリー栄	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平野幸久

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第148号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市短歌会館	愛知県豊田市錦町1丁目95番地 ホーメックス株式会社 代表取締役　餅　原　幹　也

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第149号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市東山荘	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第150号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市国際展示場	大阪市中央区淡路町三丁目6番13号 株式会社コングレ 代表取締役　武　内　紀　子

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第151号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋国際会議場	大阪市中央区淡路町三丁目6番13号 コングレ・名古屋観光コンベンションビューローコンソーシアム 代表者　武内紀子

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第152号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋能楽堂	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第153号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市営久屋駐車場	東京都千代田区有楽町二丁目7番1号 タイムズグループ 代表者　西　川　光　一
名古屋市営大須駐車場	東京都千代田区有楽町二丁目7番1号 タイムズグループ 代表者　西　川　光　一
名古屋市営古沢公園駐車場	東京都千代田区有楽町二丁目7番1号 タイムズグループ 代表者　西　川　光　一

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第154号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第2条に規定する改良住宅、コミュニティ住宅及び更新住宅並びにこれらの住宅に付随する共同施設	名古屋市西区浄心一丁目1番6号 名古屋市住宅供給公社 理事長　高　羽　正　紀

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第155号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号）第2条に規定する定住促進住宅及び当該住宅に付随する共同施設	名古屋市西区浄心一丁目1番6号 名古屋市住宅供給公社 理事長　高　羽　正　紀

2　指定の期間　平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第156号議案

損害賠償の額の決定について

平成28年11月 2日、名古屋市千種区若水一丁目 2番23号所在の名古屋市立東部医療センターにおいて、名古屋市南区寺崎町 2番 3号の櫻庭香織（事故当時40年）の体内に異物が残ったと推定される事件に関し、当該被害者に対する損害賠償の額を金 1,300,000円とするものとする。

なお、上記損害賠償金については、名古屋市立東部医療センターが加入している病院賠償責任保険から本市に補塡される予定である。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

（理　由）

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

（事　実）

平成28年11月 2日、櫻庭香織は、名古屋市立東部医療センター産婦人科において、子宮全摘術を受けたところ、持針器の先端の金属片が体内に残ったと推定される状態となったものである。

この事故について、被害者から本市に対して損害賠償の請求があり、このたび示談が成立する見込みとなったものである。

賠償額の算出基礎は、次表のとおりである。

項　目	金　額
慰　謝　料	1,300,000円

平成29年第157号議案

公立大学法人名古屋市立大学定款の変更について

平成17年第145号議決（平成17年7月8日議決）により定めた公立大学法人名古屋市立大学定款について、その内容の一部を下記のとおり変更するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

第13条第3項中「2年」を「その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日まで」に改める。

第16条第1号中「（平成15年法律第118号）」を削る。

別表　2建物の表中

「温室2」を「温室2（平成29年3月除却）」に改め、同表7の項を次のように改める。

7	山の畑キャンパス（名古屋市瑞穂区中山町3丁目17番地、同区瑞穂町字西藤塚1番地1及び5並びに同町字山の畑1番地1）	1号館	鉄筋コンクリート造地下1階付7階建
		2号館	鉄筋コンクリート造4階建
		3号館	鉄筋コンクリート造4階建
		4号館	鉄筋コンクリート造4階建
		5号館	鉄筋コンクリート造4階建
		総合情報センター山の畑分館	鉄筋コンクリート造2階建
		危険物倉庫	鉄筋コンクリート造平家建
		温室	軽量鉄骨造平家建

		体育館	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建
		体育器具庫	鉄筋コンクリート造平家建
		クラブハウス	鉄筋コンクリート造3階建
		文化系サークル施設	鉄筋コンクリート造2階建
		学生会館	鉄筋コンクリート造3階建
		総合情報センター	鉄筋コンクリート造2階建
		弓道場	鉄骨造平家建
		学生会館機械室	コンクリートブロック造平家建

附　則

変更後の公立大学法人名古屋市立大学定款は、平成30年4月1日から施行する。

（理　由）

この案を提出したのは、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、監事の任期を変更する等の必要があるによる。

（参考　1）

新　旧　対　照（変更後／変更前）

公立大学法人名古屋市立大学定款（抜すい）

（任期等）

第13条　（略）

2　（略）

3　監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの／2年についての地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4　（略）

（権限）

第16条　理事長は、次に掲げる事項について決定しようとするときは、役員会の議を経なければならない。

(1)　中期目標についての意見（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条第3項の規定により市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項

(2)～(5)　（略）

別表（第24条関係）

1　（略）

2　建物

	所　在　地	施　設　名　称	構　造
（略）			
6	田辺通キャンパス（名古屋市瑞穂区田辺通３丁目１番地１）	（略）	
		温室２（平成29年３月除却）	鉄骨造平家建
		（略）	
（略）			

（略）

	所　在　地	施　設　名　称	構　造
（略）			
6	田辺通キャンパス（名古屋市瑞穂区田辺通３丁目１番地１）	（略）	
		温室２	鉄骨造平家建
		（略）	
7	山の畑キャンパス（名古屋市瑞穂区中山町３丁目17番地、同区瑞穂町字西藤塚１番地１及び５並びに同町字山の畑１番地１）	経済学部棟	鉄筋コンクリート造４階建
		総合情報センター山の畑分館	鉄筋コンクリート造２階建
		自然科学研究教育センター（南棟）・総合情報センター山の畑分館合同棟	鉄筋コンクリート造４階建
		自然科学研究教育センター（北棟）	鉄筋コンクリート造４階建
		危険物倉庫	鉄筋コンクリート造平家建
		温室	軽量鉄骨造平家建
		体育館	鉄骨鉄筋コンクリート造２階建
		体育器具庫	鉄筋コンクリート造平家建

		クラブハウス	鉄筋コンクリート造 3 階建
		文化系サークル施設	鉄筋コンクリート造 2 階建
		学生会館	鉄筋コンクリート造 3 階建
		総合情報センター	鉄筋コンクリート造 2 階建
		弓道場	鉄骨造平家建
		学生会館機械室	コンクリートブロック造平家建
		教養教育棟	鉄筋コンクリート造 4 階建
		人文社会学部棟	鉄筋コンクリート造地下 1 階付 7 階建
（略）			

（略）

（参考　2）

参　照　条　文

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）抜すい

（定款）

第8条　（略）

2　定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3
4　（略）

（設立の認可等の特例）

第80条　公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。

（参考　3）

参　照　条　文

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）抜すい　新旧対照

（改正後／改正前）

（役員の任期）

第15条　役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、第25条第2項第1号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）を考慮した上で、中期目標の期間又は4年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任期は、4年以内）

2　監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。第38条及び第74条第4項において同じ。）までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3／2　（略）

（学長の任期等）

第74条　（略）

2／3　（略）

4　公立大学法人の監事の任期は、第15条第2項の規定にかかわらず、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5
4
6
5
（略）

平成29年第158号議案

公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標の制定について

公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標を次のとおり定めるものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標

目次

前文
Ⅰ　中期目標の期間及び教育研究上の基本組織
Ⅱ　大学の教育研究等の質の向上に関する目標
Ⅲ　業務運営の改善及び効率化に関する目標
Ⅳ　財務内容の改善に関する目標
Ⅴ　自己点検・評価、情報の提供等に関する目標
Ⅵ　その他の業務運営に関する重要目標

前文　大学の基本的な理念　全ての市民が誇りに思う・愛着の持てる大学をめざす

今日の人類の大きな課題のひとつは、人間自身が生み出す、社会及び自然環境の複雑で急速な変化に起因する諸問題を克服して、持続可能な共生社会を形

成することである。

名古屋市を設立団体とする公立大学法人名古屋市立大学は、市民によって支えられる市民のための大学として、知の創造と継承をめざして真理を探究し、それに基づく教育によって社会の発展に貢献する人材を育成する。あわせて、広く市民、行政などと連携、協働して知の拠点として魅力ある地域社会づくりに貢献するとともに、教育・研究の成果を社会に還元することによって、私たちのまち名古屋の大学と実感される、全ての市民が誇りに思う愛着の持てる大学として活動することを使命とする。

このような基本的な理念の下、第三期中期目標期間においては、少子化・高齢化が進行する社会の現状を踏まえて、子育て世代や高齢者の支援、子どもの育成及び若者の活躍の支援、地域の医療と健康・福祉の向上、男女平等参画の推進など、名古屋市を取り巻く諸問題の分析・解決に寄与する。さらに、グローバル化などが進展する社会情勢下で、アジア競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を見据えた都市機能の集積・強化が図られる中で、都市魅力の向上、地域経済・産業の発展、国際化の推進に寄与する。これらの取り組みを通じて、名古屋市とともに発展する大学としてさらなる飛躍をめざす。また、ガバナンス機能を強化し全学が一体となって教育・研究・社会貢献に取り組み、国内外に広く大学の魅力を発信することにより、多くの若者や研究者に選ばれ、産業界や行政などとの連携を深め、世界をリードする大学への発展をめざす。

以上の考え方に基づき、第三期中期目標期間においては、次の教育・研究・社会貢献の活動に率先して取り組む。

1　名古屋市立大学は、医・薬・看護・経済・人文社会・芸術工学及び総合生命理学の全七学部を有する総合大学としての特性を活かして、分野横断的な知を修得させ、主たる専門分野のみならず、連関する分野への志向性と幅広い知見を養う教育を行う。これらの教育を通じて上質かつ豊かな感性で社会と向き合う力を育み、地域社会と国際社会に貢献し、次世代をリードできる優れた人材を輩出する。

2　名古屋市立大学は、最先端の研究成果を世界に発信する地域の研究拠点として、健康・福祉の向上、生命現象の探究、経済・産業の発展、都市政策とまちづくり、子どもの育成支援、国際化の推進、文化芸術の発展などに関す

る研究課題に重点的に取り組む。

3　名古屋市立大学は、地域に開かれた大学として、広く市民や名古屋市などとの連携を一層強化し、教育研究成果を還元することを通じて、地域や行政の課題解決に寄与する。また、地域の医療の発展に中核的な役割を果たすとともに、生涯にわたる教育の推進に積極的に寄与するなど、知の拠点として全学的に地域社会に貢献する。

名古屋市立大学は、教育・研究・社会貢献に関するこれらの活動を市民の理解を得ながら推進していくために、より積極的に情報を発信し、説明責任を果たす。また、大学の運営体制の自律性・弾力性を強化し、財務内容の改善に取り組むことで、運営の基盤を強化する。

Ⅰ　中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

第1　中期目標の期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日までとする。なお、本中期目標を達成するための計画である中期計画を公立大学法人名古屋市立大学が策定するに当たっては、数値目標と実施年度の目標を定めて実施するものとする。

第2　教育研究上の基本組織

名古屋市立大学に、別表に記載する学部及び研究科並びに附属病院を置く。

Ⅱ　大学の教育研究等の質の向上に関する目標

第1　教育に関する目標

1　教育の内容及び教育の成果に関する目標

(1)　学士課程

教養教育では、人生の様々な局面において自ら活路を見出すことのできる思考基盤を養うとともに、上質かつ豊かな感性で、社会と向き合い、社会に貢献できるような人間形成を図る。また、総合大学の特性を活かした全学的学際的な教育体制により、教養教育の体系化及び強化を進める。

専門教育では、教育内容のさらなる体系化と充実を図り、連関する分野への志向性と幅広い知見を養う教育を行うことで、それぞれの分野で

活躍し、社会に貢献することのできる人材を育成する。

(2) 大学院課程

大学院教育では、大学院生への研究指導は研究活動の活性化の一環であるとの認識に基づいた指導を行うとともに、研究科ごとの教育目標を明確にしつつ、高度な専門性のみならず、連関する分野への志向性と幅広い知見を持ち、学際的視点を備えた次世代をリードできる優れた人材を育成する。

(3) 入学者選抜

学士課程においては、高大接続システム改革を踏まえ、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）を多面的・総合的に評価する入学者選抜を的確に実施し、十分な基礎学力を備えて、勉学への強い意欲を有し、将来、豊かな人間性を養い、社会で活躍できる適性を有する多様な人材を確保する。

大学院課程においては、基本的な専門知識と技術を持ち、高度な専門性と国内外で活躍する意欲と適性を備えた、多様な能力や経歴を有する人材を確保する。

2 教育の実施体制等に関する目標

(1) 教育実施体制

社会的な要請や時代の変化などに対応した人材育成を実現するため、教育研究上の基本組織のあり方について常に戦略的検証・検討を行い、改善を進めることにより、教育実施体制を充実・強化する。

(2) 教育環境

総合大学として全学が一体となって教育・研究活動に取り組むために必要な教育施設のあり方について、長期的な視点で検討するとともに、ＩＣＴを含めた教育用情報環境を整備・拡充するなど、学生及び教職員にとって利用しやすい教育環境の整備に努める。

(3) 教育の質の改善のためのシステム

教育に対する自己点検・評価、学生による教育評価、外部評価等を有効に活用するとともに、ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ：教育方法等を改善するための組織的な研究・研修等の取り組み）、スタッ

フ・ディベロップメント（ＳＤ：大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修等の取り組み）の実施により教職員の教育能力・教育支援能力の向上を図る。

3　学生への支援に関する目標

(1) 経済的に困窮している学生、留学生や障害のある学生などの多様なニーズに応じた学習・生活支援、経済的支援及びキャリア支援を充実させる。特に、学生が個性と能力を生かして生涯にわたりキャリアを形成していけるように、早い段階からのキャリア支援を充実させる。

(2) 学内外において社会貢献活動を行っている学生団体相互の連携強化を図るなど、学生の自主的な活動を奨励・支援する。

第２　研究に関する目標

1　研究水準及び研究の成果等に関する目標

(1) 研究の水準

最先端の研究成果を世界に発信する地域の研究拠点として、創造性に富む高度な研究を展開する。

(2) 研究成果の発信と還元

社会ニーズの高い研究課題に重点的かつ分野横断的に取り組み、その成果を広く世界に発信するとともに、行政課題の解決につなげるなど社会へ還元する。

2　研究の推進に関する目標

(1) 外部資金の獲得などによる研究基盤の強化

研究費を戦略的に配分し、外部研究資金の獲得を図るなどにより、研究環境の充実につなげ、もって高度なレベルの研究活動を推進し、さらなる外部研究資金の獲得につなげるといった、好循環を形成し、研究基盤を強化することで世界をリードする研究を推進する。

(2) 次世代を担う若手教員・女性教員の研究支援

大学全体の研究を活性化するため、次世代を担う若手教員・女性教員の研究を支援する。

第３　社会貢献に関する目標

1　地域貢献に関する目標

地域と連携・協働し、大学の有する資源を還元することを通じて地域の課題解決に寄与し、生涯にわたる学習の機会を提供するなど、全学が一体となって魅力ある地域社会づくりに貢献する。

2　産学官連携に関する目標

(1) 産学官との連携を強化することで、大学の教育・研究の促進を図るとともに、人類共通の課題や行政課題の解決へ寄与する。

(2) 知的財産の活用を活性化させるとともに、産学官の連携によりその利用を促進することで、研究成果を社会へ還元する。

第4　国際化に関する目標

1　海外の大学との大学間交流の充実やネットワークの形成を戦略的に進めるとともに、学生・教職員が幅広い分野で交流できるよう支援体制を整備し、国際化を一層推進する。

2　海外の大学との連携を図りながら、留学生の積極的な受入れ及び学生の派遣・留学を促進し、国際感覚豊かな人材を育成する。

3　国際間の研究協力による先端研究の推進などを通じた国際社会への貢献や、教育研究拠点として地域の国際化への寄与を果たす。

第5　附属病院に関する目標

1　高度かつ先進的で、高い技術を要する医療に積極的に取り組み、安全安心で最高水準の開かれた医療を提供するとともに、新しい医療を創出する研究中核拠点として、大学病院が果たすべき機能を追求する。

2　救急医療及び災害医療の拠点として、市民の命を守るための機能を強化する。

3　名古屋市が設置する医療機関を始め、地域の医療機関等と相互協力関係を強化し、地域包括ケアシステムの構築に寄与するなど、地域住民の要請に応えられる医療を提供し、在宅医療・介護連携及び保健医療の推進にも貢献する。

4　日々進化する医療に対応できる高い倫理観と優れた技術・見識を有する医療人を育成する。

5　病院長のマネジメントのもと、病院の経営改善を継続するとともに、将来的な収支バランスを勘案しながら機能強化を図ることにより、健全で安

定的な経営に取り組む。

Ⅲ　業務運営の改善及び効率化に関する目標

第1　組織運営の改善に関する目標

1　ガバナンス強化等

ガバナンス機能を強化し、理事長のリーダーシップのもと、様々な社会からの要請に応えることができる、自律的・弾力的な運営体制を整備するとともに、適正な人員（人件費）管理を実施する。

2　有用な教職員の確保と育成

法人にとって有用な人材を確保するとともに、教職員の人材育成の充実を図る。とりわけ、法人の自律的な運営の核となる固有職員については、将来的な管理職への登用を見据えて、職員採用や一層の能力向上に積極的に取り組む。

第2　事務等の効率化・合理化に関する目標

法人内の業務全般を点検し、業務改善等を推進することにより、一層の効率化・合理化を図る。

Ⅳ　財務内容の改善に関する目標

第1　財務にかかわる基本的考え方に関する目標

安定した財務運営に資する指標と指針を確立し、財務データに基づく適切な財務分析を活用することにより、健全な法人運営を行うための経営基盤の強化を図るとともに、資金の透明性を確保する。

第2　自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標

1　法人運営に必要な自己収入の増加に努める。

2　集約化等により業務の見直しを進め、経費の抑制を図るとともに、施設・機器等の共同利用を推進し、効率的な運用を図る。

第3　資産の運用管理の改善に関する目標

法人運営の基盤となる土地・施設・設備等の資産の適正な運用管理のもと、効率的・効果的な有効活用を進める。

Ⅴ　自己点検・評価、情報の提供等に関する目標

第1　評価の充実に関する目標

自己点検・評価の充実や外部評価の活用による内部質保証の確立に取り組み、大学運営の改善を進める。

第2　広報・情報公開等の推進に関する目標

市民や社会に対する説明責任を果たすとともに、戦略的広報の充実を進め、大学の持つ魅力を国内外に広く発信していく。

Ⅵ　その他の業務運営に関する重要目標

第1　施設設備の整備・活用等に関する目標

長期的に良好なキャンパス環境を確保するため、総合大学として必要な教育施設のあり方についての検討を踏まえ、施設・設備の整備改修を計画的に進める。

第2　環境配慮、安全管理等に関する目標

1　環境負荷の低減と環境保全等

名古屋市立大学環境憲章の基本理念に沿って、環境負荷の低減と環境保全に努め、持続可能な社会の形成に貢献する。

2　危機管理体制の強化等

防災・減災対策及び発災時の事業継続体制の構築などにより危機管理体制を強化するとともに、教育・研究機関及び医療機関としての責務などの視点に基づいて、安全管理対策の充実を図る。

3　情報セキュリティの強化等

教育研究及びその支援活動の基盤としての情報環境を安全かつ円滑に運用する。

4　ハラスメントの防止等

学生・教職員その他大学内で働き学ぶ構成員に対する全てのハラスメントを防止するとともに、ハラスメントについての相談体制を充実・強化する。

5　男女共同参画推進

男女共同参画推進の趣旨を踏まえ、教育、研究及び労働環境の整備を進

めるとともに、女性の意思決定・政策立案過程への参画を促進するなど、女性の活躍を推進する。

第3　コンプライアンスの推進に関する目標

教育・研究活動等法人運営全般において倫理規範の遵守と業務の適正な執行を徹底し、社会的信頼を維持する。

別表

学部	医学部 薬学部 経済学部 人文社会学部 芸術工学部 看護学部 総合生命理学部
研究科	医学研究科 薬学研究科 経済学研究科 人間文化研究科 芸術工学研究科 看護学研究科 システム自然科学研究科

（理　由）

この案を提出したのは、第二期中期目標期間が終了するに当たり、第三期中期目標期間に向けその達成すべき業務運営に関する目標を定める必要があるによる。

（参　考）

参　照　条　文

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）抜すい

（中期目標）

第25条　設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

(2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(4) 財務内容の改善に関する事項

(5) その他業務運営に関する重要事項

3　設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期目標等の特例）

第78条　公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあり、及び同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6年間」とする。

2　公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3　設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更し

ようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4　（略）

平成29年第159号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）により、平成30年度において当せん金付証票を下記のとおり発売するものとする。

平成29年11月21日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　発　売　総　額　330億円以内

（理　由）

この案を提出したのは、公共事業等の財源に充てるため、当せん金付証票を発売する必要があるによる。

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。